

## 公立大学法人広島市立大学見舞金等支給規程

平成22年4月1日

規 程 第 59 号

### (趣旨)

第1条 この規程は、職員及び職員の遺族に支給する公務災害等（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）に規定する公務上の災害及び通勤による災害に伴う見舞金（以下「見舞金」という。）及び補償に関し必要な事項を定めるものとする。

### (職員)

第2条 この規程において「職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の役員又は職員のうち、法第2条第1項に規定する者
- (2) 法人の職員のうち、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が定める者

### (見舞金の種類)

第3条 見舞金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 死亡見舞金

- (2) 障害見舞金

### (死亡見舞金)

第4条 職員が業務上死亡し、又は通勤により死亡した場合には、死亡見舞金を当該職員の遺族に支給することができる。

- 2 業務上死亡した場合に支給する死亡見舞金の額は、3,000万円とする。
- 3 通勤により死亡した場合に支給する死亡見舞金の額は、2,400万円とする。
- 4 死亡見舞金を受けるべき遺族が2人以上あるときは、当該遺族の1人が受ける見舞金の額は、前2項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

### (遺族の範囲及び順位)

第5条 死亡見舞金を受けることができる遺族は、次に掲げる者であつて職員の死亡の当時当該職員の収入によって生計を維持していたものとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

2 死亡見舞金を受けるべき遺族の順位は、前項各号に掲げる者の順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

(遺族からの排除)

第6条 前条第1項に該当する者のうち、職員を故意に死亡させた者又は職員の死亡によって死亡見舞金を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、死亡見舞金を受けることができる遺族としない。

(障害見舞金)

第7条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に、法第29条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合は、障害見舞金を当該職員に支給することができる。

2 業務上負傷し、又は疾病にかかった場合に支給する障害見舞金の額は、別表第1に定める障害等級の区分に応じた額とする。

3 通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合に支給する障害見舞金の額は、別表第2に定める障害等級の区分に応じた額とする。

(障害見舞金の支給制限)

第8条 職員が故意又は重大な過失により前条の規定に該当することとなった場合には、障害見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

(見舞金の調整)

第9条 障害見舞金を受けた者が当該障害の程度に変更があったため新たに法第29条第2項に規定する障害等級のうち上位の障害等級に該当するに至った場合又は障害見舞金を受けた者が同一傷病により死亡した場合は、新たに該当するに至った障害等級に応ずる障害見舞金の額又は死亡見舞金の額から既に支給した障害見舞金の額を減じて得た額を支給することができる。

2 障害のある者が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に

よって同一部位について障害の程度を加重した場合には、加重後の障害に応ずる障害見舞金の額から同一の災害によるものとした場合の加重前の障害に応ずる障害見舞金の額を減じて得た額を支給することができる。

(自動車損害賠償保障法が適用される場合の調整)

第10条 同一の災害により自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）が適用される事案については、第4条第2項若しくは第3項又は第7条第2項若しくは第3項の規定による見舞金の額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額を支給する。

(災害弔慰金等との調整)

第11条 同一の災害により災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条第1項に規定する災害弔慰金又は同法第8条第1項に規定する災害障害見舞金が支給される場合は、第4条第2項若しくは第3項、第7条第2項若しくは第3項又は前条の規定による見舞金の額から災害弔慰金又は災害障害見舞金の額を減じて得た額を支給する。

(特別支給金との調整)

第12条 同一の災害により特別支給金（広島市公務災害等見舞金等支給規則（昭和49年広島市規則第1号。以下「広島市見舞金規則」という。）第9条の4の遺族特別支給金又は障害特別支給金をいう。以下同じ。）が支給される場合は、第4条第2項若しくは第3項、第7条第2項若しくは第3項又は前2条の規定による見舞金の額から特別支給金の額を減じて得た額を支給する。

(休業等補償金)

第13条 休業等補償金は、第2条第2号に規定する職員が次に掲げる事由に該当することとなった場合に、当該職員（第3号に該当する場合にあっては、当該職員の遺族）に支給することができる。

- (1) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、その療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合
  - (2) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったときにおいて、法第29条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合
  - (3) 業務上死亡し、又は通勤により死亡した場合
- 2 休業等補償金の額は、広島市見舞金規則第2条第4号に規定する職員が、広島

市見舞金規則第11条第2項の規定の適用を受けて休業等補償金を支給される場合の例により算出した額による。

3 前2項の規定にかかわらず、第2条第2号に規定する職員が、理事長が別に定める事由に該当するときは、広島市見舞金規則第2条第4号に規定する職員が、広島市見舞金規則第11条第3項の規定の適用を受けて休業等補償金を支給される場合の例により算出した額を支給する。

(準用)

第14条 第4条第4項、第5条、第6条及び第8条の規定は、休業等補償金の支給について準用する。この場合において、第4条第4項中「前2項」とあるのは「第13条第2項」と、第8条中「前条」とあるのは「第13条第1項」と読み替えるものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、見舞金及び休業等補償金の支給に関し必要な事項は、広島市見舞金規則の適用を受ける職員の例による。

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

障害等級	支給金額
第1級	3,000万円
第2級	2,590万円
第3級	2,220万円
第4級	1,890万円
第5級	1,570万円
第6級	1,300万円
第7級	1,050万円
第8級	820万円
第9級	620万円
第10級	460万円

第11級	330万円
第12級	220万円
第13級	140万円
第14級	80万円

別表第2（第7条関係）

障害等級	支給金額
第1級	2,400万円
第2級	2,072万円
第3級	1,776万円
第4級	945万円
第5級	785万円
第6級	650万円
第7級	525万円
第8級	410万円
第9級	310万円
第10級	230万円
第11級	165万円
第12級	110万円
第13級	70万円
第14級	40万円